

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則（平成8年横浜市規則第7号）

新旧対照表

現行	改正案
<u>横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則</u>	<u>横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則</u>
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この規則は、 <u>横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例</u> （平成7年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例</u> （平成7年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>（喫煙禁止地区標識等の設置）</u>	<u>（喫煙禁止重点地区標識等の設置）</u>
第3条の2 市長は、条例第11条の2第1項の規定により <u>喫煙禁止地区</u> を指定したときは、当該地区内に <u>喫煙禁止地区標識</u> （第1号様式の2）及び <u>喫煙禁止地区路面標示</u> （第1号様式の3）を設置するものとする。	第3条の2 市長は、条例第11条の2第1項の規定により <u>喫煙禁止重点地区</u> を指定したときは、当該地区内に <u>喫煙禁止重点地区標識</u> （第1号様式の2）及び <u>喫煙禁止重点地区路面標示</u> （第1号様式の3）を設置するものとする。
（届出済証の亡失等の届出）	（届出済証の亡失等の届出）
第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、 <u>届出済証亡失・汚損・き損届出書</u> （第5号様式）により行わなければならない。	第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、 <u>届出済証亡失・汚損・毀損届出書</u> （第5号様式）により行わなければならない。
（立入調査員証）	（立入調査員証）
第14条 条例第24条第2に規定する身分を示す証明書は、 <u>立入調査員証（第9号様式）</u> とする。	第14条 条例第24条第2に規定する身分を示す証明書は、 <u>横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式によるもの</u> とする。
第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（ <u>第10号様式</u> ）により告知し、弁明の機会を与えるものとする。	第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（ <u>第9号様式</u> ）により告知し、弁明の機会を与えるものとする。
2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（ <u>第11号様式</u> ）を交付するものとする。	2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（ <u>第10号様式</u> ）を交付するものとする。

第 1 号様式（第 3 条）

第1号様式(第3条)

(表)

第 号

美 化 推 進 員 証

所 属

氏 名

年 月 日生



上記の者は、横浜市長等及び喫い煙等の散乱の防止等に関する条例第11条第1項の規定による美化推進員であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A8)

(裏)

横浜市長等及び喫い煙等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(美化推進員)

第11条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び喫い煙等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。)を任命することができる。

2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときに、これを提示しなければならない。

第 1 号様式（第 3 条）

第 1 号様式(第 3 条)

第 号

美 化 推 進 員 証

所 属

氏 名

年 月 日生



上記の者は、横浜市長等及び喫い煙等の散乱の防止等並びに空き缶等及び喫い煙等の散乱の防止に関する条例第11条第1項の規定による美化推進員であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A8)

(備考)

様式の裏面には、参照条文を記載することができる。

第1号様式の2(第3条の2)



第1号様式の2(第3条の2)



第1号様式の3(第3条の2)



第1号様式の3(第3条の2)



第2号様式(第5条第1項)

第2号様式(第5条第1項)

(表)

空	受付番号	—
---	------	---

自動販売機設置届出書 年 月 日

(届出先)
横浜市

届出者住所
(販売者)氏名
法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第12条 第1項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

種 別	□新設	□既設
設 置 場 所	区	
設 置 年 月 日	年 月 日	
型式・製造番号		
販売する飲料の 種類	□ジュース等飲料	□ビール等清涼 飲料
販売する飲料の 容器の種類	□缶 □紙 □その他()	□プラスチック □紙 □その他()
回 収 容 器	□金属 □プラスチック □その他() □自動販売機()台に回収容器()個を設置、総 量()	□金属 □プラスチック □その他() □自動販売機()台に回収容器()個を設置、総 量()
回 収 方 法	□道()回収 □その他()	□道()回収 □その他()
回収された空き缶等 の資源化等の方法	□フルリサイクル販売業者による回収 □業者委託	
散 乱 防 止 者	氏 名	
電 話 先	電話 ()	
空	届出済証の番号	年度 第 号
備考		

(注記) 1 空印の欄は、記入しないでください。
2 この届出があったときに交付する届出済証は、道路法(昭和27年法律第180
号)に基づく道路の占用の許可等をしたことを証するものではありません。(4)

(備考)
この様式は、3枚複写式とする。

第2号様式(第5条第1項)

第2号様式(第5条第1項)

(表)

空	受付番号	—
---	------	---

自動販売機設置届出書 年 月 日

(届出先)
横浜市

届出者住所
(販売者)氏名
法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話 ()

横浜市除外の公共の場における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の
防止に関する条例第12条 第1項 第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

種 別	□新設	□既設
設 置 場 所	区	
設 置 年 月 日	年 月 日	
型式・製造番号		
販売する飲料の 種類	□ジュース等飲料	□ビール等清涼 飲料
販売する飲料の 容器の種類	□缶 □紙 □その他()	□プラスチック □紙 □その他()
回 収 容 器	□金属 □プラスチック □その他() □自動販売機()台に回収容器()個を設置、総 量()	□金属 □プラスチック □その他() □自動販売機()台に回収容器()個を設置、総 量()
回 収 方 法	□道()回収 □その他()	□道()回収 □その他()
回収された空き缶等 の資源化等の方法	□フルリサイクル販売業者による回収 □業者委託	
散 乱 防 止 者	氏 名	
電 話 先	電話 ()	
空	届出済証の番号	年度 第 号
備考		

(注記) 1 空印の欄は、記入しないでください。
2 この届出があったときに交付する届出済証は、道路法(昭和27年法律第18
0号)に基づく道路の占用の許可等をしたことを証するものではありません。(34)

(備考)
この様式は、3枚複写式とする。

第3号様式(第5条第2項)

第3号様式(第5条第2項)

(表)
自動販売機設置届出事項変更・使用停止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届 出 者 住 所
(販 売 者) 氏 名
(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話 ()

横浜市定火災及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第13条 第1項 の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

種 別	☐ 変更 ☐ 廃止
自動販売機の 設置届出の年月日	年 月 日
届出済証の番号	年度 第 号
届 出 の 種 別	☐ 届出者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の変更 ☐ 届出者の氏名(法人の場合は、名称又は代表者の氏名)の変更 ☐ 自動販売機の設置場所の変更 ☐ 散乱防止責任者の氏名又は連絡先の変更 ☐ 廃止
変更又は廃止の 年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後

(注意) 自動販売機の設置場所の変更及び自動販売機の設置場所の変更に伴う回収容器
の設置場所の変更の場合は、裏面にも記入してください。

(備考)
この様式は、3枚複写式とする。 (4)

第3号様式(第5条第2項)

第3号様式(第5条第2項)

(表)
自動販売機設置届出事項変更・使用停止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届 出 者 住 所
(販 売 者) 氏 名
(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話 ()

横浜市域外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の
防止に関する条例第13条 第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

種 別	☐ 変更 ☐ 廃止
自動販売機の 設置届出の年月日	年 月 日
届出済証の番号	年度 第 号
届 出 の 種 別	☐ 届出者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の変更 ☐ 届出者の氏名(法人の場合は、名称又は代表者の氏名)の変更 ☐ 自動販売機の設置場所の変更 ☐ 散乱防止責任者の氏名又は連絡先の変更 ☐ 廃止
変更又は廃止の 年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後

(注意) 自動販売機の設置場所の変更及び自動販売機の設置場所の変更に伴う回収容器
の設置場所の変更の場合は、裏面にも記入してください。

(備考)
この様式は、3枚複写式とする。 (34)

第4号様式(第5条第3項)

第4号様式(第5条第3項)

自動販売機設置届出者地位承認届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合に、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第14条第3項の規定により、

次のとおり届け出ます。

自動販売機の設置届出の年月日		年 月 日
届出済証の番号		年度 第 号
被承認者 (旧届出者)	住所 (法人の場合に、主たる事務所の所在地)	電話 ()
	氏名 (法人の場合に、名称及び代表者の氏名)	
承認の年月日		年 月 日

(注意) 承認に当たって既に届け出た事項(散乱防止責任者等)に変更がある場合は、当該変更事項について自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書により届け出てください。

(54)

(備考)

この様式は、3枚複写式とする。

第4号様式(第5条第3項)

第4号様式(第5条第3項)

自動販売機設置届出者単位承認届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合に、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の

防止に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機の設置届出の年月日		年 月 日
届出済証の番号		年度 第 号
被承認者 (旧届出者)	住所 (法人の場合に、主たる事務所の所在地)	電話 ()
	氏名 (法人の場合に、名称及び代表者の氏名)	
承認の年月日		年 月 日

(注意) 承認に当たって既に届け出た事項(喫煙防止責任者等)に変更がある場合は、当該変更事項について自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書により届け出てください。

(54)

(備考)

この様式は、3枚複写式とする。

第5号様式(第9条)

第5号様式(第9条)

届出済証亡失・汚損・変損届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合に、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第15条第3項の規定により、

次のとおり届け出ます。

種 別	口亡失	口汚損	口変損
届出済証交付年月日	年 月 日		
届出済証の番号	年度 第 号		

(54)

(備考)

この様式は、2枚複写式とする。

第5号様式(第9条)

第5号様式(第9条)

届出済証亡失・汚損・変損届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者住所

(販売者)氏名

(法人の場合に、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱防

止に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

種 別	口亡失	口汚損	口変損
届出済証交付年月日	年 月 日		
届出済証の番号	年度 第 号		

(54)

(備考)

この様式は、2枚複写式とする。

第 6 号様式(第11条の 2 第 2 項)

第6号様式(第11条第2項)

空き缶等の資源化等計画書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

()

横浜市空き缶等及びびん等の散乱の防止等に関する条例第19条の規定により、
年度の空き缶等の回収及び資源化について、次のとおり報告します。

(年4月1日現在)

市内の自動販売機の設置台数	台
市内の回収容器の設置個数	個

1 回収量及び資源化量(実績・計画)

(単位:トン/年)

年度区分 種 別	処理区分 (A+B)	前 年 度 の 実 績		今 年 度 の 計 画	
		回収量 A	資源化量 B	回収量 C	資源化量 D
総 量					
内	スチール缶				
	アルミ缶				
	びん類(カンプ トを含む。)				
外	その他の 飲料容器				
	その他(生ごみ、 プラスチックご み等を含む。)				

2 処理及び資源化の方法(委託業者の名称、資源化ルート等)

(1) 収集運搬 ① 自 社

② 委託(業者名)

(2) 資源物選別 ① 自 社

② 委託(業者名)

(3) 運 搬 (業者名)

(4) 資 源 化 (業者名)

(54)

第 7 号様式(第12条)

第7号様式(第12条)

第 号

年 月 日

勧 告 書

住 所

氏 名

様

(法人の場合は、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市長

目

横浜市空き缶等及びびん等の散乱の防止等に関する条例第20条の規定により、次の
とおり勧告します。

1 勧告の内容

2 期 限

3 理 由

(54)

第 6 号様式(第11条の 2 第 2 項)

第6号様式(第11条第2項)

空き缶等の資源化等計画書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

()

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及びびん等の散乱の
防止に関する条例第19条の規定により、年度の空き缶等の回収及び資源化について、
次のとおり報告します。

(年4月1日現在)

市内の自動販売機の設置台数	台
市内の回収容器の設置個数	個

1 回収量及び資源化量(実績・計画)

(単位:トン/年)

年度区分 種 別	処理区分 (A+B)	前 年 度 の 実 績		今 年 度 の 計 画	
		回収量 A	資源化量 B	回収量 C	資源化量 D
総 量					
内	スチール缶				
	アルミ缶				
	びん類(カンプ トを含む。)				
外	その他の 飲料容器				
	その他(生ごみ、 プラスチックご み等を含む。)				

2 処理及び資源化の方法(委託業者の名称、資源化ルート等)

(1) 収集運搬 ① 自 社

② 委託(業者名)

(2) 資源物選別 ① 自 社

② 委託(業者名)

(3) 運 搬 (業者名)

(4) 資 源 化 (業者名)

(54)

第 7 号様式(第12条)

第7号様式(第12条)

第 号

年 月 日

勧 告 書

住 所

氏 名

様

(法人の場合は、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市長

目

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及びびん等の散乱の
防止に関する条例第20条の規定により、次のとおり勧告します。

1 勧告の内容

2 期 限

3 理 由

(54)

第 8 号様式(第13条)

第8号様式(第13条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

命 令 書

住 所

氏 名 様
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市長 印

横浜市空き家等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第21条の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

1 命令事項

2 期 限

3 理 由

(44)

(備考)
様式の下欄には、告示について記載することができます。

第 8 号様式(第13条)

第 8 号様式(第13条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

命 令 書

住 所

氏 名 様
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

横浜市長 印

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き家等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第21条の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

1 命令事項

2 期 限

3 理 由

(44)

(備考)
様式の下欄には、告示について記載することができます。

第 9 号様式(第14条)

第9号様式(第14条)

(表)

第 号

立 入 調 査 員 証

所 属
職 名
氏 名

写 真

年 月 日生

上記の職員は、横浜市空き家等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第24条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長 印

(A8)

(裏)

横浜市空き家等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 9 号様式 削る

第10号様式(第15条第1項)

第10号様式(第15条第1項)

(表)

第 年 月 日

告 知 ・ 示 明 書

住 所	
氏 名	様
通 信 先	自宅・携帯電話・郵便先 ()

横浜市長

印

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしました。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
場 所	横浜市 区

この行為は、横浜市空き缶等及び喫い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条の3の規定に違反し、同条例第30条の規定に基づき過料処分の対象となります。
この処分に先立ち、示明の機会を付しますので、示明したいことがあれば述べてください。

示 明	☐ 告知の内容を認めます。 ☐ 次のとおり示明します。 告知された内容には、 ☐ 覚えがない。 ☐ 誤りがある。 以上、把握ありません。 (署名)
-----	--

(54)

第9号様式(第15条第1項)

第9号様式(第15条第1項)

第 年 月 日

告 知 ・ 示 明 書

住 所	
氏 名	様
通 信 先	自宅・携帯電話・郵便先 ()

横浜市長

印

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしました。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
場 所	横浜市 区

この行為は、横浜市屋外の公共の場所における喫煙の禁止等並びに空き缶等及び喫い殻等の散乱の防止に関する条例第11条の3の規定に違反し、同条例第30条の規定に基づき過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、示明の機会を付しますので、示明したいことがあれば述べてください。

示 明	☐ 告知の内容を認めます。 ☐ 次のとおり示明します。 告知された内容には、 ☐ 覚えがない。 ☐ 誤りがある。 以上、把握ありません。 (署名)
-----	--

(54)

(備考)

様式の裏面には、参照条文を記載することができます。

削る

(裏)

横浜市空き缶等及び喫い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(喫煙禁止地区の指定)

第11条の2 市長は、喫煙禁止地区内において、たばこの喫い殻の散乱につながるともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することがより行うものとする。

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

第11号様式(第15条第2項)

第11号様式(第15条第2項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

過料処分決定通知書

住 所	
氏 名	
患 者 氏 名	自筆・機密電話・勤務先 ()

横浜市長 (印)

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしますので、横浜市立き街等及び
喫い器等の散乱の防止等に関する条例第30条の規定に基づき金 円の過料に処しま
す。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分ころ
場 所	横浜市 区

現金又は本通知日から30日以内に納付書によりお支払いください。

担 当 課	横浜市 局 部 課
-------	-----------

(34)

(備考)
様式の下欄には、数字について記載することができます。

第10号様式(第15条第2項)

第10号様式(第15条第2項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

過料処分決定通知書

住 所	
氏 名	
連 絡 先	自宅・携帯電話・勤務先 ()

横浜市長 (印)

あなたは、次のとおり喫煙禁止重点地区内において喫煙をしますので、横浜市屋外の公
共の場所における喫煙の防止等並びに立寄り等及び喫い散等の散乱の防止に関する条例第
30条の規定に基づき金 円の過料に処します。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分ころ
場 所	横浜市 区

現金又は本通知日から30日以内に納付書によりお支払いください。

担 当 課	横浜市 局 部 課
-------	-----------

(34)

(備考)
様式の下欄には、数字について記載することができます。